

発議第2号

熊本市議会委員会条例の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年3月24日提出

熊本市議会議員	原 口 亮 志
同	西 岡 誠 也
同	津 田 征 士 郎
同	澤 田 昌 作
同	田 中 敦 朗
同	光 永 邦 保
同	坂 田 誠 二
同	三 島 良 之
同	原 亨
同	小佐井賀瑞宜
同	福 永 洋 一
同	井 本 正 広
同	藤 永 弘

熊本市議会議長 紫 垣 正 仁 様

## 熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本市議会委員会条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

第29条第2項中「会議録は」の次に「、熊本市公文書管理条例（令和2年条例第60号）第9条第3項の規定により市長に移管するまでの間」を加える。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

### （提出理由）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正及び熊本市公文書管理条例（令和2年条例第60号）の施行に伴い、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行うものである。